

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 クリーン推進課

|                |  |                               |
|----------------|--|-------------------------------|
| 許認可等の内容        |  | 分別ごみの処理に係る手数料の一括納付承認          |
| 根拠法令等及び条項      |  | 栃木市廃棄物処理施設条例施行規則第6条第2項        |
| 標準<br>処理<br>期間 | 根拠条項   | 未設定                           |
|                | 設定等年月日   | 平成 年 月 日設定<br>平成 年 月 日最終変更    |
|                | 標準処理期間   | 日                             |
| 審査<br>基準       | 根拠条項   | 栃木市廃棄物処理施設条例施行規則第6条第2項        |
|                | 参考事項   | 栃木市廃棄物処理施設条例施行規則第6条第1項        |
|                | 設定等年月日   | 平成26年 4月 5日設定<br>平成 年 月 日最終変更 |
|                | <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市廃棄物処理施設条例施行規則抜粋<br/>(手数料の納付方法等)</p> <p>第6条 条例第8条に規定する手数料(以下「手数料」という。)の納付は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 搬入の都度、現金により納付する方法</p> <p>(2) 月ごとに算定した金額を、市長が指定する期限(以下「納付期限」という。)までに一括して納付する方法</p> <p>2 前項第2号に規定する方法により手数料を納付しようとする者は、ごみ処理手数料一括納付承認申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成22年栃木市条例第162号)の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可を受けている者(以下「許可業者」という。)である場合には、書類の添付を不要とする。</p> <p>(1) 申請日の1月前までに発行された市町村民税納税証明書(市町村民税が賦課されている者に限る。)</p> <p>(2) 分別ごみを搬入する車両の車検証の写し</p> <p>(3) 法人登記簿の写し(申請者が法人の場合に限る。)</p> |                               |